

物流のプロフェッショナルとして 車両制限令を遵守

皆さんのが運転されるトラックはご存じの通り、車両制限令によって大きさや重さが定められています。しかしながら重量超過などの違反が絶えず、道路にダメージを与えるほか、交通事故の一因にもなっています。そこで今月号では、車両制限令を再確認するとともに、違反による影響、防止に向けた取り組みについてみてきます。



道路を劣化させ事故の一因となる 車両制限令違反車両

車両の幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径などの最高限度は、車両制限令により定められています【次ページ】。これは道路を保全し、交通の危険を防止するためのもので、運送事業者は遵守しなければなりません。

もし、重量オーバーで車両制限令に違反していた場合、どのような影響が考えられるでしょうか？まず路面に対するダメージがあげられます。例えば車両制限令に違反した軸重20トンの車が走行すると、道路への影響は軸重10トンの車の約4,000倍といわれています（コンクリート床板の橋梁の場合）。国の試算によると、重量を法に超過したわずか0.3%大型

車両が、道路橋の劣化の9割を引き起こしているようです。道路が傷めば事故を誘発する可能性が高まりますし、また補修工事によって渋滞も発生します。

さらに安全面でも、重量オーバーにより追突や横転、荷物の落下などの可能性が高まり、自車だけでなく周りの車両にも甚大な被害を与える恐れがあります。特に、高速道路において「高さ」「長さ」の違反が多くなっているのが“自動車輸送を行う車両”です。違反したまま走行した場合、他の車線へのみ出しや、車体・積荷が構造物と接触することによる事故が発生する可能性があります。よって、同車両を保有している運送事業者の方は、輸送時には十分に注意してください。

出典：本州四国連絡高速道路株式会社「車両制限令を守りましょう！」、NEXCO西日本「車両制限令違反は罰せられます！」、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構「運送事業者・ドライバー・荷主の皆様へ」

車両制限令に定める車両の最高限度

車両の最高限度を守りましょう！違反すると罰せられます！



※1：車両諸元や道路経路に応じて特例値があります。

※2：高速道路および高さ指定道路は、高さ4.1m

荷物を積載した状態で、紹介した基準のいずれかを超過する場合は、「特殊車両通行許可証」が必要です。特殊車両通行許可申請は通行経路を管理する道路管理者へ提出してください。

昨年4月から 重量違反車両に対して厳罰化

物流の大動脈である高速道路。これを劣化させている一因も、車両制限令で定める重量に違反している車両があげられます。違反車両は後を絶たない状況にあるため、高速道路会社6社は昨年4月から大口・多頻度割引制度措置を見直し、割引停止措置など厳罰化を進めています。

では、車両制限令違反を防止するにはどうすればよいのか？そのためには荷主企業・運送事業者・ドライバーそれぞれが高い意識を持たなければなりません。まず荷主企業は、積み込み前に急に荷物量を増やすことが違反になる場合があるため、そのような依頼は避け

なければなりません。また、運送事業者は特殊車両通行許可をはじめ、車両の通行に必要な許可を確認・取得し、違法な通行とならないよう努める必要があります。そしてドライバーは、出発前に許可証を準備して、通行経路・通行条件を確認。違法な通行にならないよう注意してください。

“公共の道を借りて走っている”という意識を持つのは、物流のプロフェッショナルとして当然のことです。関わる人すべてが法令遵守・安全運転に努めることで、さらに健全な運送業界へと成長していきます。

出典：NEXCO中日本「重量違反車両等の撲滅に向けた厳罰化の推進」、独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構「運送事業者・ドライバー・荷主の皆様へ」